

松本市観光魅力創造支援事業ガイドライン

趣旨	この事業は令和6年策定の「松本市観光ビジョン」のもと、市民と観光客がともに地域の魅力をはぐくみ、地域の魅力を創造する事業に要する経費に対し、補助金を交付するものです。	
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 以下の条件を満たす団体。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 松本市内の観光協会、旅館組合等。 (2) 定款を有する団体であること。 (3) 設立から3年以上経過した団体であり、主たる構成員が宿泊税特別徴収義務者であること。 2 共同で事業を行う3者以上の宿泊税特別徴収義務者。 	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付は、申請者ごと1回/年とする。 (所属する協会・組合で申請済であっても、3者以上の共同で1回申請することも可能。ただし、共同で1回申請した事業者は、他の事業者と共同で申請することは不可。) 2 補助率は4/5とする。 3 交付額は千円未満を切り捨てた額とする。 4 事業は年度内に完結するものを対象とする。 5 補助対象事業から直接生じる収入（参加料、物品販売収入等）があるときは、事業費から収入額を差し引いた額を補助対象経費とする。 	
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホスピタリティ向上・市民交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の参加が含まれること ・年1回以上の継続実施計画があること ・市民向けイベントは参加者10名以上であること 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けおもてなし、多言語対応研修 ・市民向け観光啓発・地域理解イベント ・市民と観光客の交流プログラム開発
	<ol style="list-style-type: none"> 2 冬季観光コンテンツの企画・造成 <ul style="list-style-type: none"> ・新規企画であること ・冬季期間（12月～3月）での実施であること ・通年化・定着化への取組計画を含むこと 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規冬季イベント、アクティビティの企画、販売、実施 ・季節別観光ガイドマップ、体験モデルコース開発など
	<ol style="list-style-type: none"> 3 持続可能な観光地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・SDGs達成に資する事業であること ・環境配慮が含まれること ・多様性（性別・年齢・障がいなど）への配慮があること 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人や高齢者など多様な旅行者対応研修 ・地域文化を学ぶガイド育成 ・観光客のマナー向上、ルール周知活動
	<ol style="list-style-type: none"> 4 周遊・滞在を促進する観光商品化 <ul style="list-style-type: none"> ・地元食材・特産品・文化資源を活用すること 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉、食、文化等を組み合わせた滞在コンテンツ開発 ・ものづくり、農業体験などの体験型プログラム企画 ・地元食材、特産品を活用した観光商品開発 ・サイクルツーリズム、アドベンチャーツーリズム、エコツーリズムなどの新コンテンツ造成 ・周遊ルート設定、情報発信 など

対象とならない事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業収入が事業経費（支出）を上回る事業 2 国、県、市、松本観光コンベンション協会等の支出する支出金及び補助金等の交付を受けている事業 3 宗教的活動、政治的活動に関する事業 4 公序良俗に反する事業 5 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業 6 総事業費が75万円未満の事業
対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費 2 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費 3 申請者の旅費 4 単独施設の備品購入・施設改修費 5 債務の償還に充当する費用 6 申請者の食糧費（飲食する経費を含む） 7 助成金 8 団体構成員に対して支払われる報償費 9 交付対象事業以外に使用する目的で要した経費（消耗品等の購入費や燃料費等） 10 その他市長が不相当と認める経費
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請受付は、予告なく予算に達した時点で終了するものとする。 2 交付決定前に着手したものは補助対象としない。